

大館市立中学校運動部活動の方針（概要版）

1 方針策定の趣旨

- スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び秋田県の「運動部活動運営・指導の手引き」に則り、本市においても、生徒の望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、生徒のバランスのとれた生活や健やかな成長を目指していく必要があるため本方針を策定するものです。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

校長は、本方針に則り、毎年度「運動部活動に係る活動方針」を策定し、運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成する。校長は、学校のホームページ等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ・運動部の適正な数の設置
- ・運動部顧問の決定
- ・部活動指導員の任用・配置に係る体制構築
- ・活動内容や状況等の把握
- ・外部指導者の任用と指導状況・内容の把握
- ・研修会の実施
- ・運動部顧問の業務及び勤務時間管理

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

運動部顧問は、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図る。また、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入により、休養をとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日及び活動時間の基準

- ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。)
- イ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。
- エ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- オ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- カ 主要な大会等の時期を「ハイシーズン」として活動できることとするが、その分、それ以外の時期に休養日を十分確保する。

(2) 休養日及び活動時間等の設定等

- ア 校長は、各運動部の休業日及び活動時間等を設定するとともに、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。
- イ 校長は、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、大館市共通の部活動休業日を設ける。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

- ア より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、生徒の多様なニーズに応じた活動等を行うことができるような運動部の在り方等の検討に努める。
- イ 単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動の取組を推進する。

(2) 地域との連携

- ア 学校や地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等によるスポーツ環境整備に努める。
- イ 学校と地域・保護者がともに子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考えのもと、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 市教育委員会は、各校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握することに努め、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないことを考慮した上で、必要に応じて、各校が参加する大会等について指導・助言を行う。
- (2) 校長は、運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないことを考慮した上で、参加する大会等を精査する。

7 その他

本方針の基本的な考え方は、全ての市立学校の文化部活動についても適用するものとする。